**事業継続力強化計画　策定補助ツール**電子申請下書用

令和7年5月8日版 Ver.2.4　　**小田原箱根商工会議所　６．建設業向け**

|  |
| --- |
| ◆はじめに当該ツールは申請様式ではなく、事業継続力強化計画を作成するための補助ツールです。申請にあたっては、電子申請システムから申請してください。https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/images/tebiki_tandoku.png?0302**電子申請システム**<https://www.keizokuryoku.go.jp/>　策定にあたっては『事業継続力強化計画策定の手引き』を参照してください。策定手順、記載方法・ポイントを記載しています。**策定の手引き**<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/tebiki_tandoku.pdf> |

◆注意点

枠に記載する入力文字が5000文字を超える場合は、記述内容を記載したファイルを添付して申請します。

**１　名称等** 必須 ※GビズIDを取得するときに記載した内容が反映されます。

業者氏名は　　　　株式会社小田原箱根建設

代表者の役職名及び氏名　　　代表取締役　　小田原箱根　太郎

資本金又は出資の額　　　　　1,000,000　円

常時使用する従業員の数　　　　20名

業種　　　　　　　　　　　　0641　建築工事業（木造建築工事業を除く）

法人番号　　　　　　　　　　\*\*\*\*\*\*\*\*\*

設立年月日　　　　　　　　　1946/10/1

**２　事業継続力強化の目標**

**自社の事業活動の概要**

◆注意点

業種等に加え、自らの事業活動が担う役割について、サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要必須 | 　弊社は、小田原市および箱根町内を中心として民間建築、公共建築工事を主に請け負い、協力業者の皆様とともに地域の建築工事に数多く携わり、また従業員は当地域内が多いので、地域の雇用とともに、生活基盤の安定および経済の活性化にも貢献している。　自然災害や感染症などにより弊社の事業活動が停滞すると、地域のお客様やサプライチェーンを構成する協力業者の事業にも影響が出てしまう。また、地域の雇用確保にも大きな影響が生じてしまう。さらに、建設業者は自然災害発生後に直ちに被災家屋の修復工事などを開始する必要があり、早急な事業開始が地域から求められている。 |

**事業継続力強化に取り組む目的**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業継続力強化に取り組む目的必須 | 　下記２点を目的に事業継続力強化に取り組む。１．自然災害発生時において本社および工事現場の従業員や第三者の安全を確保するとともに、発災後も事業を継続し、自社や協力業者など地域の雇用への影響を最小限に抑える２．感染症発生時においても人命を最優先して、従業員とその家族の安全と生活を守る |

**事業活動に影響を与える自然災害等の想定**

◆注意点

事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える1つ以上の自然災害等を検討します（全ての自然災害等を網羅する必要はありません）。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業活動に影響を与える自然災害等の想定必須 | 　弊社の本社および現場は神奈川県小田原市にあるが、ハザードマップを確認したところ洪水による大きな被害はほとんど想定されていない。また、土砂災害危険箇所および土砂災害警戒区域には指定されていない。　しかし神奈川県が発表した地震被害想定調査報告書では、南海トラフ巨大地震において震度５強の発生が想定されており、事業に大きな影響を与えると危惧される。　また新コロナ禍などの感染状況を踏まえると、再度全国的に感染症が蔓延した場合、事業には大きな影響を与えると危惧される。 |

**自然災害等の発生が事業活動に与える影響**

|  |  |
| --- | --- |
| 自然災害等の発生が事業活動に与える影響 | （想定する自然災害等）必須想定する災害は以下のとおりであり、各項目では必要に応じて１と２について別個に記載する。１．震度５強の地震の発生２．従業員が感染症に感染 |
| （人員に関する影響）必須１．地震・業務時間中は、事務所内のロッカーや書棚の転倒、避難中の担当などによるけが人の発生・業務時間中は、現場内での高所からの転落、建設機械の転倒、停電による工具の突然の停止、避難中の転倒などによるけが人の発生・業務時間外は、従業員の参集が困難となり事業活動が減退２．感染症・外出自粛要請等による出勤者の減少・従業員本人や家族の感染により出勤者が減少となり事業活動が減退 |
| （建物・設備に関する影響）必須１．地震・本社の建物（弊社所有）は新耐震基準を満たしており、建物自体の被害は軽微・現場においては、足場の崩壊、作業済みの配管や配線類の破損・１週間程度の停電、断水、交通機関の機能不全などインフラの停止２．感染症・感染拡大防止のための空気清浄機など設備や備品のコスト増・消毒用アルコールやマスクなど衛生用品の入手困難 |
| （資金繰りに関する影響）必須１．地震および２．感染症共通・工事の中止や工事に携わる職人の減少による出来高の減少・売上低下、未回収金発生による運転資金の枯渇・復旧対策費用など一時的出費の増加による資金繰りの悪化 |
| （情報に関する影響）必須１．地震・事務所内サーバーの転倒や故障によるデータ喪失のおそれ・重要な情報の喪失による計画書、図面、役所への提出書類、取引先への支払、売掛金の回収、顧客からの見積対応業務などが困難となるおそれ・ネット環境の悪化による施主や協力業者との情報交換遅滞のおそれ２．感染症・管理部門のテレワーク勤務の実施時に従業員の自宅パソコンから会社の機密情報が漏洩し、顧客や協力業者からの信用失墜のおそれ・従業員の感染により財務情報など重要な情報を取り扱える従業員が出勤できなくなるおそれ |
| （その他の影響）１．地震および２．感染症共通・公共交通機関の停滞や道路障害により資機材入荷および工事継続不能のおそれ・顧客や協力業者の被害、従業員感染により資機材入荷および工事継続不能のおそれ |

**３　事業継続力強化の内容**

1. **自然災害等が発生した場合における対応手順**

「発災後の対応時期」には、プルダウンで次の選択肢が出てきます。

|  |
| --- |
| **発災直後　発災後１時間以内　発災後１２時間以内　国内感染者発生後　社内感染者発生後　　その他** |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 初動対応の内容 | 発災後の対応時期 | 事前対策の内容 |
| １ | 人命の安全確保 | 必須従業員の避難方法 | １．発災直後////２．国内感染者発生後 | １．地震・本社および工事現場内の安全エリアの設定・本社および工事現場内の避難経路の周知、確認・避難場所までの経路の確認２．感染症・本社および工事現場内に消毒液の設置、従業員の手洗い等の徹底・従業員やその家族に対する手洗い、マスク着用の徹底・自家用車等の公共交通機関以外の通勤手段の承認 |
| 必須従業員の安否確認 | １．発災直後////２．国内感染者発生後 | １．地震・ＮＴＴ東日本災害用伝言システム（１７１）による安否確認システムの導入と訓練・従業員緊急連絡網の整備２．感染症・従業員およびその家族の日々の検温や体調の確認、記録・体調不良者発生時の対応規定の強化 |
| 工事用機器の緊急停止方法 | １．発災直後 | １．地震・緊急時の機械、工具停止手順の周知、確認 |
| 顧客への対応方法 | １．発災直後////２．社内感染者発生後 | １．地震・本社来客者への避難場所の周知、誘導体制の確立・顧客への被害状況の緊急連絡２．感染症・社内に感染者および濃厚接触者が発生した場合、顧客や取引先と情報を共有し、感染症リスクを最小にとどめる・保健所の指導の下、消毒が必要と考えられる設備、事業所内の消毒の徹底 |
| ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 必須代表取締役を本部長とした災害対策本部の立ち上げ | １．発災後１２時間以内////２．社内感染者発生後 | １．地震・設置基準の策定・災害対策本部の構成要員、班の役割など体制等の策定２．感染症・産業医を加えた感染症対策本部の設置し、日々変化する感染状況に対応する |
| ３ | 被害状況の把握被害情報の共有 | 必須被害状況や事業活動への影響の有無の確認当該情報の第一報を顧客および取引先ならびに地元の自治体当局、商工会議所に報告 | １．発災後１２時間以内////２．社内感染者発生後 | １．地震・被害状況把握の担当者、情報の社内の連絡先、情報伝達の方法等の確認および整備・被害情報および復旧の見通しを顧客、協力業者、自治体、商工会議所、金融機関など関係者へ報告する方法や担当者等の確認・ＨＰ、ＳＮＳ等による、対外的な情報発信の検討２．感染症・個人情報の保護を踏まえた感染者を報告するための連絡先の整備、顧客や取引先への報告方法の整備、確認・濃厚接触者の特定方法の整理・ＨＰ、ＳＮＳ等による、対外的な情報発信の検討 |
| ４ | その他の取組 | 保健所の指示に従い事業所の封鎖、消毒等対応 | ２．社内感染者発生後 | ２．感染症・事業所の最寄りの保健所の連絡先の確認・平時から感染症発生を想定し、具体的な対処方法を産業医と相談 |

※記入欄は追加できます

1. **事業継続力強化に資する対策及び取組**

◆注意点　「現在の取組」と「今後の取組」はセットで記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現在の取組 | 今後の計画 |
| A | 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備 | リモート会議の実施による対面機会の減少 | １．地震および２．感染症・緊急連絡網による安否確認と出社確認の体制づくり・本社まで５キロ以内に居住する正社員のリスト化と緊急時参集方法の確立・管理部門における多能工育成の教育・協力業者の安否確認、工事従事可能の確認のルートづくり・被災者、感染者の業務代替のマニュアル化・少人数によるシフト制での最小業務遂行体制の確立 |
| B | 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入※税制優遇、金融支援を希望する場合、この項目は入力必須です。 | 現在、具体的な対策は行っていない | １．地震・工事現場における建設機械の転倒防止対策実施・施工中物件の揺れによる破損を想定した配管、配電の固定・本社における書庫や家具に転倒防止部品の設置・緊急用自家発電機の導入２．感染症・衛生用品、マスク、検温器などの導入、備蓄・製造ライン間のパーティションの導入・事務所内へのパーティションの導入・共有する物品の定期的な消毒実施・管理部門におけるテレワークの導入 |
| C | 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保 | ・Ｘ火災保険の企業財産保険（支払限度額約Ｎ万円）を契約済み・上記保険では地震による被害や休業時の補償がされないため、事業継続に必要な資金が不足する可能性がある | １．地震および２．感染症・企業総合保険、ビジネス総合保険の検討・既存の損害保険への休業補償、地震特約の追加の検討・取引のある金融機関と、被災時における緊急融資枠の事前設定の交渉・セーフティネット融資の活用・商工会議所の指導による補助金、助成金の活用 |
| D | 事業活動を継続するための重要情報の保護 | 現在、具体的な対策は行っていない | １．地震・ファイルサーバーのクラウドへの移行・保管書類の電子データ化とクラウドサーバーへの格納・光回線復旧までの間、携帯回線によるテザリングの実施２．感染症・ＩＰＡ等からのセキュリティトラブル情報の収集・テレワーク導入に伴うセキュリティの強化対策・管理部門テレワーク専用のパソコンの導入と従業員への貸与 |

1. **事業継続力強化設備等の種類**

◆注意点

税制優遇を希望する場合は入力必須です。

税制措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象は中小企業者等（資本金１億円以下等）となり

ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 税制優遇を活用する | 　　　☑ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 | B | R7.10 | 自家発電機/ABC-12345 | 神奈川県小田原市栄町XX丁目 |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 | 建物附属設備 | 600 | 1 | 600 |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

※記入欄は追加できます

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 | 　　☑ |
| 上記設備は、中古品及び所有権移転外リースによる貸付資産ではありません。 | 　　☑ |
| 上記設備は、国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等した設備ではありません。 | 　　☑ |

**５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
| 事前対策 | 機械設備復旧費用の支払い | 当該設備にかかる損害保険への加入 | 20,000 |
| 事前対策 | 自家発電機の導入の支払 | 自己資金 | 600 |

※記入欄は追加できます

**３　事業継続力強化の内容**

1. 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

「種別」には、プルダウンで次の選択肢が出てきます。

|  |
| --- |
| **０：なし　１：日本政策金融公庫　２：信用保証協会　３：民間金融機関　４：商工会議所（連合会）****５：商工会（連合会）　６：全国中小企業団体中央会　７：保険会社（生命保険等）　８：自治体等行政（消防含む）　９：損害保険会社　１９＊：保険代理店（損害保険・生命保険）　１０：コンサル会社（中小企業診断士以外）　１１：グループ会社　　１２：組合含む同業他社　１３：取引先企業等　１４：その他社団、財団、企業等　１５：商工中金　　　１６：日本政策投資銀行　１７：中小企業診断士（協会）　　　１８：中小企業基盤整備機構** |

１９＊：保険代理店（損害保険・生命保険）　の並び順は、電子申請の表記に沿う。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 小田原箱根商工会議所　本所 |
| 種別 | ４．商工会議所 |
| 住所 | 〒250-0012　神奈川県小田原市本町４－２－３９　５階 |
| 代表者の氏名 | 鈴木　悌介　←会頭名 |
| 協力の内容 | ・専門家相談窓口による自然災害および感染症への対策相談・各種資金繰り制度の相談・セミナーを活用した従業員教育の実施・補助金、助成金に関する情報入手、申請相談・その他、公的支援策に関する相談 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 日本政策金融公庫　小田原支店 |
| 種別 | １４．その他　金融機関 |
| 住所 | 〒250-0012　神奈川県小田原市本町４－２－３９　３階 |
| 代表者の氏名 | ＊＊　＊＊　←支店長名 |
| 協力の内容 | ・災害発生時の制度融資、プロパー融資枠の相談・キャッシュフロー悪化時の融資の実行・新規顧客、新規投資家のご紹介 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | Ｙ銀行　小田原支店 |
| 種別 | ３．民間金融機関 |
| 住所 | 〒250-\*\*\*\*　神奈川県小田原市＊＊＊＊＊＊ |
| 代表者の氏名 | ＊＊　＊＊　←支店長名 |
| 協力の内容 | ・メインバンクとして制度融資、プロパー融資枠の相談・キャッシュフロー悪化時の融資の実行・新規顧客、新規投資家のご紹介 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 小田原保健福祉事務所 |
| 種別 | １４．その他　保健所 |
| 住所 | 〒250-0042　小田原市荻窪３５０－１　小田原合同庁舎４階 |
| 代表者の氏名 | ＊＊　＊＊　←所長名 |
| 協力の内容 | ・感染者発生の報告・事業所内消毒ほか各種対応策の相談・濃厚接触者対応策の相談・被感染従業員の行動指針の相談 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ＊＊保険サービス株式会社　（東京海上日動火災保険） |
| 種別 | １９：保険代理店（損害保険・生命保険） |
| 住所 | 〒250-0011　小田原市栄町１－８－１　Ｙ＆Ｙビル４階 |
| 代表者の氏名 | ＊＊　＊＊　←代表者名 |
| 協力の内容 | ・企業総合保険、ビジネス総合保険の相談・既存の損害保険への休業補償、地震特約の追加の相談・新損害保険商品の紹介 |

※記入欄は追加できます

※電子申請画面に合わせて、通し番号は、３（３）の後に（５）が振られています。

1. **平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組**

◆注意点

実効性の確保には、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。

年１回以上の訓練と計画の見直しについても必ず記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営層の下推進必須 | 教育・訓練の実施必須 | 見直しを計画必須 |
| ・計画の推進、訓練、教育、見直しについては代表取締役社長の指揮より実施・取締役、執行役員に対する商工会議所派遣の専門家による勉強会の実施 | ・毎年閑散期の２月、８月に全従業員参加の訓練を実施・訓練パターンは地震と感染症に限定せず、停電や火災など条件をいろいろ変えて実施・平時から食中毒防止対策、感染症予防対策を強化する・月次の経営会議において災害対策の進捗、推進状況を確認 | ・毎年閑散期の２月、８月に全従業員参加の訓練を実施した後、１ヶ月以内に訓練の成果に基づいて計画を見直す・計画の見直し後、１ヶ月以内に教育、研修を実施する |

**４　実施期間**

本計画の実施期間を記載します。

◆注意点

実施期間について、3年以内の取組であることを確認してください。

状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施期間　必須 | 西暦　2025　年　\*　月～　202\*　年　\*　月 |

**６　その他**

関係法令の遵守等、その他必要事項を確認し、該当するものにチェックを付します。

◆注意点

（１）関係法令の遵守については、チェックが必須となっております。内容を確認の上、

チェックを付けてください。

（２）その他事業継続力強化に資する取組については、チェックは任意となっております。

該当する取り組みがあれば忘れずにチェックを付してください。

**（１）関係法令の遵守**（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ☑ |

**（２）その他事業継続力強化に資する取組**（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 | 　　　 |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 | 　　　 |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 | 　　　 |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格

**添付書類アップロード**

被害想定の参考資料、レジリエンス認証制度、ISO22301認証、BCP策定に関する資料があれば添付することができます。（添付は任意です）

# **チェックシート**

**連絡先及び追加情報**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入力項目 | 内容 | 備考 |
| 事業者名 | **※表示確認** |  |
| Webページ |  | 中小企業庁HPにて公表するWebページとなります。 |
| 住所（返送先）必須 | 〒都道府県：**※プルダウン**　市区町村：番地等：マンション名等： | 書類を送付する住所を入力してください。 |
| 決算月　　　　必須 | **※プルダウン** | 決算月を入力してください。 |
| 担当者名　　　必須 |  | 通知先となる方のお名前を入力してください。 |
| 担当者メールアドレス　　　　　　必須 |  | 通知先となるメールアドレスを入力してください。 |
| 確認用メールアドレス　　　　　　必須 |  | 確認のため、メールアドレスを再度入力してください。 |
| アンケート送信に対する許可　　　必須 | 可　／　否　**※プルダウン** | 担当者メールアドレス宛に、今後の制度・サービスの改善を目的としたアンケートを送信する可能性があります。送信可否について選択してください。 |
| 電話番号　　　必須 |  | 連絡可能な電話番号を入力してください。ハイフンを入れずにご入力ください |
| FAX番号 |  | 連絡可能なFAX番号を入力してください。ハイフンを入れずにご入力ください |

**中小事業者の要件について**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 備考 |
| 個人事業主の場合は開業届を税務署に提出している。法人の場合は法人設立登記をしている。 | 必須　□ | 該当する場合はチェックをつけてください。 |

**その他**

認定を受けた事業者については事業者名、主たる事務所が所在する都道府県、HPを以下中小企

業庁HP及びgBizINFO（経済産業省が運営する政府保有の法人情報のオープンデータ化サイト

にて公表いたしますので、予めご了承ください。また、今後の政策の検討のためアンケート等

のご協力をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

[「事業継続力強化計画」認定事業者一覧](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/list.html)

[gBizINFO](https://info.gbiz.go.jp/)

計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等名称・交付機関名・申請時

期を記載ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 内容 | 備考 |
| 認定された場合、貴社の計画の内容等について、 [中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー](https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/) に基づき、効果的な政策立案や経営支援等（メールなどを通じた経営支援情報提供、貴社が許容する支援機関への貴社情報開示等）に利活用することは可能か。必須 | 可　／　不可　**※プルダウン** | ※可、不可いずれかを選択してください。（必ず [中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー](https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/) の内容をご確認ください。） |
| 認定された場合、計画の内容等について、事例として中小企業庁ＨＰ等にて公表することは可能か。必須 | 可　／　不可　**※プルダウン** | ※協力依頼です。 |
| 補助金等名称 |  | 本計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等の名称等を記載ください。 |
| 交付機関名 |  |
| 申請時期 | 西暦　　　年　　月（予定） |

# **更新履歴**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ver. | 更新日 | 変更内容 | 備考 |
| 1.0 | 2022年7月6日 | 電子申請画面に合わせて作成 |  |
| 1.1 | 2022年8月4日 | レイアウト、セルの調整 |  |
| 1.1 | 2022年8月4日 | （２）事業継続力強化に資する対策及び取組の「注意点」に『「現在の取組」と「今後の取組」はセットで記載してください。』と追加。 | 片方のみの記載はシステムエラーとなる |
| 1.2 | 2022年8月8日 | （２）事業継続力強化に資する対策及び取組のB欄の注記に「金融支援」を追加。 |  |
| 2.0 | 2024年2月1日 | 「申請情報入力（チェックシート）」を追加。 |  |
| 2.3 | 2024年11月1日 | ◆はじめに の策定の手引きのURLを最新版に更新。 |  |
| 2.3 | 2024年11月1日 | （２）事業継続力強化に資する対策及び取組◆注意点 の文言を手引きの文言と統一。 |  |
| 2.3 | 2025年5月8日 | ３（４）「種別」の19番（保険代理店）を追加 | 電子申請表記順に沿う |

以上